

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設の災害復旧計画

第1 基本方針

被災した施設の管理者は、施設の原形復旧に加え、再度の被害の発生防止を考慮に入れ、必要な施設の新設、改良復旧、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立し、早期に復旧を図る。

第2 災害復旧事業計画

【本編・第4章・第1節・第2 参照】

第3 激甚災害の指定

【本編・第4章・第1節・第3 参照】

第4 緊急災害査定促進

【本編・第4章・第1節・第4 参照】

第5 緊急融資等の確保

【本編・第4章・第1節・第5 参照】

第2節 生活の安定確保計画

第1 基本方針

災害により被害を受けた市民が、被災から速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、市民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

第2 担当課

【本編・第4章・第2節・第2 参照】

第3 生活相談

【本編・第4章・第2節・第3 参照】

第4 被災者台帳の作成

【本編・第4章・第2節・第4 参照】

第5 罹災証明の交付

【本編・第4章・第2節・第5 参照】

第6 住宅金融支援機構融資のあっせん

1 災害復興住宅資金

【本編・第4章・第2節・第6・1 参照】

2 災害特別貸付金

【本編・第4章・第2節・第6・2 参照】

第7 農林漁業制度金融の確保

【本編・第4章・第2節・第7 参照】

第8 中小企業融資の確保

【本編・第4章・第2節・第8 参照】

第9 り災者の恒久的生活の確保

り災者の住居並びに職業を確保し、生活の安定を図るため、市は次の措置を講ずる。

1 公営住宅の建設

【本編・第4章・第2節・第9・1 参照】

2 生活保護

【本編・第4章・第2節・第9・2 参照】

3 災害弔慰金等の支給

【本編・第4章・第2節・第9・3 参照】

4 被災者生活再建支援制度の活用

【本編・第4章・第2節・第9・4 参照】

5 租税の徴収猶予及び減免等

【本編・第4章・第2節・第9・5 参照】

6 住宅資金等の貸付け

【本編・第4章・第2節・第9・6 参照】

第3節 復興計画の作成

第1 基本方針

市は、大規模な災害により甚大な被害を受けた地域について、復興計画を作成するとともに、推進体制を整備し、連携を図りながら、計画的な復興を図る。

第2 復興方針・計画の作成

1 計画作成組織の整備

【本編・第4章・第3節・第2・1 参照】

2 計画策定の目標

【本編・第4章・第3節・第2・2 参照】

3 復興計画の作成

【本編・第4章・第3節・第2・3 参照】

4 復興計画策定マニュアル

【本編・第4章・第3節・第2・4 参照】

第3 復興事業の実施

【本編・第4章・第3節・第3 参照】

第4 災害記録編集計画

【本編・第4章・第3節・第4 参照】